

基本指針 の目標	福祉施設から一般就労への移行等				
計画（P）↓実施（D）	1. 令和8年度の就労移行支援事業等(就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む)を通じた一般就労への移行者数 1,140人				
	【目標設定の考え方等】				
	・令和3年度一般就労移行実績811人の1.28倍(=1,039人)				
	・就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設から一般就労者数の101人				
		(参考) 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	1,473人	1,726人		
	2. 令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 721人				
	【目標設定の考え方等】				
	・令和3年度移行実績の1.31倍(=717人)+令和5年度未達成者見込(4人)				
		(参考) 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	604人	622人		
	3. 令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 209人				
	【目標設定の考え方等】				
	・令和3年度移行実績の1.29倍(=209人)				
	(参考) 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実績	284人	401人			
4. 令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 118人					
【目標設定の考え方等】					
・令和3年度移行実績の1.28倍(=118人)					
	(参考) 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実績	235人	349人			
目標値	5. 令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所割合 60%以上				
実績値	【目標設定の考え方等】				
	・大阪府の基本的な考え方と同様に設定				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
実績	52%				
6. 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 505人					
【目標設定の考え方等】					
・令和3年度末実績の1.41倍(=505人)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
実績	544人				
7. 令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 25%以上					
【目標設定の考え方等】					
・国の基本指針のとおり					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
実績	11%				

8. 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会に就労支援部会等を設けて取組を進める

【目標設定の考え方等】

・雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制が構築されている区の数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	24 区		

9. 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額 16,700円

【目標設定の考え方等】

・大阪府の目標工賃の考え方と同様に、令和4 年度工賃平均額から年約 5%向上

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	19,614 円		

主な活動指標（内容）

○活動指標等の一覧(単位:月当たり利用人数)

		第6期	第7期		
		(参考) 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	見込	1,560 人	1,508 人	1,522 人	1,536 人
	実績	1,537人	0 人	0 人	0 人
就労継続支援(A型)	見込	2,827 人	4,416 人	4,889人	5,412人
	実績	3,800人	0 人	0 人	0 人
就労継続支援(B型)	見込	5,881 人	13,797 人	16,460人	19,637 人
	実績	11,488人	0 人	0 人	0 人
就労定着支援	見込	653 人	598 人	705 人	832 人
	実績	476人	0 人	0 人	0 人

評価(C)

改善(A)

①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行について

就労移行支援においてやや目標を下回ったものの(86%)、就労継続支援A型、B型ともに目標を大きく上回り(192%、296%)、就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設等を含む全体の実績は、目標を上回り(151%)達成しました。

②一般就労移行後の就労定着支援について

就労定着支援の利用者数については、目標を上回り(108%)達成しましたが、就労定着支援の利用終了後の就労定着率は、目標を下回りました。

③就労継続支援B型事業所における工賃について

工賃目標額を上回り(117%)達成しました。しかしながら、全国平均の工賃実績(24,141円)を下回っているため、事業所における生産性向上に取り組めます。

・一般就労への移行については、就労移行支援事業における実績の向上が重要です。

・また、就労定着支援については、支援期間終了後を見据え、支援終了時点において特段の支援がなくても就労定着が実現できる状態をめざして適切な支援を行います。仮に支援期間が終了するまでに解決しがたい具体的な課題が見込まれ、引き続き一定期間にわたる支援が必要な場合は、十分な精査や調整の上、適切な関係機関への引継ぎが重要です。

・就労系障がい福祉サービス事業所の支援力の向上を図るため、大阪府が開催する事業所向けの研修等を周知し、研修参加を促進する等、事業所の支援の質の向上に取り組めます。

・また、障がい者就業・生活支援センターの強みを活かし、就労系障がい福祉サービス事業所等との更なる連携を図り、一般就労への移行及び就労定着を進めます。

令和6年度